

令和7年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和7年3月6日（木） 午後3時30分

2 出席委員

新 倉 聡 教育長  
荒 川 由美子 委員（教育長職務代理者）  
澤 田 真 弓 委員

3 出席説明員

教育総務部長	古 谷 久 乃
教育総務部総務課長	加 藤 博 昭
教育総務部教育政策課長	飯 田 達 也
教育総務部生涯学習課長	杉 山 賢 一
教育総務部教職員課長	筒 井 宣 行
教育総務部学校管理課長	二 見 裕 一
学校教育部長	坂 下 裕 一
学校教育部教育指導課長	鈴 木 史 洋
学校教育部支援教育課長	原 口 尚 延
学校教育部保健体育課長	小 田 耕 生
学校教育部学校食育課長	高 橋 大 歩
学校教育部教育情報担当課長	矢 本 美 奈
中央図書館長	柿 原 美 奈
博物館運営課長	北 山 剛 子
教育研究所長	梅 谷 尚 子

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 川邊委員及び元木委員から欠席する旨の報告があったことを報告した。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しているため、会議は成立する。
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。
- 日程第5 議案第10号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、2月の定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。

お手元の定例会教育長報告資料をご参照いただければと思います。

2月13日から市議会3月定例議会が開催され、令和6年度補正予算関係につきましては、2月27日をもって議決されたところです。これからは令和7年度予算の審議をお願いしているところです。

学校関係の行事としましては、既に3月3日月曜日になりますが、横須賀総合高等学校の卒業式が行われました。朝から全日制307名の卒業生、18時30分から定時制34名の卒業生をお送りしたところです。

また、記載にありませんが、3月1日、令和7年度入学生の入学試験が執り行われまして、競争倍率1.30倍で決定したところであります。

その他記載のとおりでございますので、後ほどご参照いただければと思います。

(質問なし)

日程第1 議案第6号『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等中改正等について』

日程第4 議案第9号『市立学校職員の勤務時間に関する規程中改正について』

教育長 一括して議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第6号『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等改正等について』及び議案第9号『市立学校職員の勤務時間に関する規程中改正について』併せてご説明いたします。

議案第6号は、大楠幼稚園の廃園に伴い、また田浦小学校と長浦小学校、走水小学校と馬堀小学校の統合に伴い、関係規則を所要の条文整理のために改正・廃止するものです。

改正する規則は、教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則、初任給の基準に関する規則、教育長に委任する事務等に関する規則、横須賀市教育委員会公印規則、横須賀市立学校の教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則、横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則、横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の合計8件です。

また、廃止する規則は横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則の1件です。

次に、議案第9号は、市立学校職員の勤務時間に関する規程を、大楠幼稚園の廃止に伴い所要の条文整理のために改正するものです。

なお、施行日はいずれも公布、令達の日、令和7年4月1日を予定しております。

以上で議案第6号及び議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

今回の改正が、規則等の一部を改正する規則という形で様々なものに飛んでしまっているんですけど、確認をしていこうとすると朱書きで作っていたら7ページ、まず準拠期間については市立幼稚園がなくなるために、8ページに記載されていた同条4項の部分に関わるものの規則の15日間という準拠期間をなくします。それから、9ページの初任給のところでは、市立幼稚園がなくなりましたので、「もしくは市立幼稚園」という文言を削除します。それから、10ページのところだと教育長に委任する事務だと、5号にあるところに「幼稚園」という記載があったのでこれを省きます。

12ページに行くと公印のところ、各幼稚園に公印を作っていたので、これらを全てなくします。併せて15ページでは業務量の適切な管理のところでも、幼稚園の校長、ここでは園長と読み替えるのか分からないですが、その部分の幼稚園を廃止しました。

ろう学校及び養護学校の管理運営だけは、幼稚園に関する規定がこれまでであったけれど、それがなくなってしまうので、ろう学校の幼稚部に対応するものの様式を新たに定めなければいけない。

19ページのところは、共同学校事務所をつくるにあたっては、小学校ごとに対応校をつくっていましたが、その構成校の中から田浦小学校と走水小学校がなくなるので、これを削除します。

20ページのところでは、市立高等学校、市立幼稚園の人事評価でしたが、タイトルからまずは「市立幼稚園」をなくし、該当しているところを削除しました。幼稚園の管理運営に関してはもう全てを廃止する。

基本的には幼稚園と田浦・走水の小学校の廃止をするんですけど、唯一ろう学校に関しては、出席簿と言っているのかな、その記録簿が幼稚園の様式を準用していたので、新たに幼稚部の様式を追加で足しましたという改正だというふうに理解してよいでしょうか。

(総務課長)

教育長がおっしゃるとおりでございます。今まで幼稚園の基準を準用していたろう学校については、幼稚園のその基準自体がなくなり、準用するものがないとなりましたので、新たにつくる、教育長がおっしゃるとおりでございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第6号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第9号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第7号『職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則廃止について』

教育長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは、議案第7号『職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則廃止について』を議案に沿ってご説明いたします。

こちらは、大楠幼稚園の廃園に伴い、所要の条文を整理することを目的としておりますが、こちらの規則につきましては、平成19年の給与条例の改正で行いました給料表の改正における号級の切替え方法を定めた規則でございますので、今後この規則が市立高等学校及び市立中学校の任期付教育職員においても適用されることはないこととなります。

したがって、この規則につきましては大楠幼稚園の条文を整理しての改正するのではなく、規則自体を廃止しようとするものであります。

以上で、議案第7号『職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則廃止について』の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

2ページのところにある別表の読み方については、どういうふうに見たらいいですか。

(教職員課長)

実はこの平成19年の給料表の改正において、市立高等学校の給料表が、小中学校のほうに合わせるということとなりました。それに伴って、19年前に給付を受けていた最高号給にあった職員をその小中学校の給料表に当て込んだときに、当て込み先がなくなるという事態が発生しました。それに伴って、その号給等を受けていた職員の不利益をなくすために、今教育長がお話しした別表の下の号給に当て込むというような定めた規則というふうに承知しております。

(新倉教育長)

そうしますと、この下に別表で書いてあるところの190から205というのは、等級の9号給の数字ということでしょうか。

(教職員課長)

申し訳ありません。まずここに示されているのは今教育長がお話しした号給であることは、190から205というのは号給であることは間違いないのですが、この経過期間の3月未満から12月以上というところの当て込み方について、今手持ち資料がありませんので、調べた上での回答ということになります。

(新倉教育長)

上の部分の第2条の第1項が1号のところかな、そこを見ればこの人の場合、

例えば47万9,400円を平成19年3月31日に支給されていた人については、2級の号数に移行するんですけれど、47万9,400円を3か月以内の人は移行するところが190号で、3か月から半年だったら2級の191号を適用しなさいというふうに読むものなのかなというふうに思ったので。

それが1年間昇給がなかった人については、194号に飛んでいくんだという読み方かなというふうに思ったんです。それでよかったかなという。

(教職員課長)

今教育長の説明があるとおり、私もそのような理解でいるところではあります。はっきりと断定ができる手持ち資料がありませんので、改めて確認してまいります。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第7号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

### 日程第3 議案第8号『横須賀市教育委員会傍聴人規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第8号『横須賀市教育委員会傍聴人規則中改正について』説明いたします。

本改正は、傍聴者の電子機器について、会議の傍聴目的で使用ができるようにするものです。

2ページをご覧ください。

朱書きにてご説明いたします。

これまでは横須賀市傍聴人規則第5条第7号にて「携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。」としておりましたが、昨今のデジタル化の情勢等を鑑みて、「電子機器等については、会議等の傍聴以外の目的で使用せず、かつ、音、光等を発しない措置を講じて、会議等を妨げるような使用をしないこと。」と改正し、会議の妨げとならないことを条件に、電子機器等を会議等の傍聴目的で使用できることといたします。

なお、施行日は公布の日、令和7年4月1日を予定しております。

以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

私から質問なんですが、結局具体的に携帯電話はどうなるんですか。

(総務課長)

今までは電源を切るようにとこのことでは言っていますけれども、まず電源は通常どおりつけていただいて大丈夫です。その上で、傍聴に必要な内容になりますので、例えばスマートフォンでメモをとったりですとか、あと我々の議論が分かりづらい言葉であれば、その言葉を調べたりといったことは傍聴の範囲内ですので、できるようになります。

(新倉教育長)

そここのところがよく分からないんですが、音と光を発しない措置を講じたら通話してもいいんですか。

(総務課長)

ただこちらのほうは、その前提となるのは会議等を妨げるような使用をしないこととなりますので、私の認識では通話は会議等を妨げるような使用だということ、認められないという認識をしております。

(新倉教育長)

すみません、具体例がよく分からないので。ということは、例えばスマートフォンであれパソコンであれ、傍聴される方が持ち込むことはまず可能です。電源を入れておいてよいです。会議の傍聴のために当該場所を映像で映している場合、ここでは音と光を発しない措置を講じていると、会議を妨げない範囲ということは、傍聴席から中継することが可能だというふうに読めるかなと思ったんですが、その辺は何か問題ありますか。

(総務課長)

説明が不十分で申し訳ございません。先ほどの2ページをご覧ください。この7号の規定の前に6号の規定がございまして、「写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。」、こちらが先に規定しているところでございます。

(新倉教育長)

そうすると、もう一つ次の質問になるんですけど、パソコンや何か、あるいはメールでチャットを打つ、それを送信するということは、これは問題ないと

いうことになるんですか。

(総務課長)

傍聴目的というところで、例えば傍聴した結果をお伝えしたいとか、傍聴目的の範囲内であれば認められると思います。この傍聴目的をどこまで解釈するかというのは、そのときそのときの判断が多少出てくるのかなとは思っております。

(新倉教育長)

質問ですけど、横須賀市の全ての会議において適用するという共通の改正項目と考えていいんでしょうか。

(総務課長)

教育長がおっしゃるとおり、市全体の流れの中で、教育委員会も同じ取り扱いにするということでございます。

(新倉教育長)

私から一つの意見ですが、今後この改正が行われたことによって、この間に教育委員会会議等の傍聴をされる方も出てくると思うので、分かりやすくその部分をご説明していただければいいかなと思っています。今言ったように、例えばこれについてスマートフォンや何かの通話は、通話したままで外部の方がそれを聞くことも可能なんですかという質問も多分出てくるでしょうし、あるいは会議内容についてそのコメントを自分でその場でずっとメールを打っているのかという、多分その解釈が出てくると思うので、これを全庁的な中でどこまでが認められるのかという、もう少し細部の説明をしっかりとつくっていただいたほうがいいかなとは思っています。

(総務課長)

教育長おっしゃるとおり、今この議論の中でも曖昧なところがあったと認識しております。そういった曖昧なところを市長部局と調整しながら埋めていきたいと思っております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第8号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１） 『令和６年度横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査結果について』

（保健体育課長）

それでは、報告事項（１）『令和６年度横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査結果について』 ご報告いたします。

資料のほうは、本日説明資料と別冊として今年度実施の体力調査報告書の２種類を用意しております。

本日は説明資料を用いて報告させていただきます。

それでは、説明資料１ページをご覧ください。

まず、本市の体力・運動調査について改めてご説明いたします。

本調査は、本市児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の実態を把握し、健康、体力向上推進に関する施策の策定や、各学校の取り組みの工夫改善に役立てるため、本市独自に小学校３年生から中学校３年生までの児童生徒全員を対象として、平成27年度から毎年実施しているものです。

資料２ページには、実技種目や評価基準等について記載をしております。

続いて３ページ、（５）に記載のとおり、昨年度より神奈川県立保健福祉大学と連携し、文部科学省が実施する一般的な調査項目に加えまして、市独自の運動習慣・生活習慣等に関わる調査項目を追加して調査を実施しております。

今年度実施した独自調査は、睡眠、運動、不定愁訴、食事、その他体調面に関する内容について、49問を追加調査したものです。資料には、追加調査項目の例として睡眠と不定愁訴に関する内容を抜粋して示しています。

これらの細かな質問から得た情報により、子どもたちの実態に即したデータを集計、分析し、県立保健福祉大学の鈴木教授からも大変有益なご指導やご助言をいただいております。

４ページに移ります。

調査結果の概要になります。（１）体力に関わる内容、（２）内面（意識）に関わる内容、（３）が運動習慣・生活習慣に係る内容となっております。

５ページ以降にそれぞれ３つの調査結果について記載しておりますので、順番にご報告いたします。

資料５ページをご覧ください。

まず（１）体力（各種目・合計点）に係る内容についてです。

上段に①体力下位層（新体力テストの総合評価がD・E）、下段に②体力上位層（新体力テストの総合評価がA・B）の児童生徒の割合について、小学校、中学校に分けて令和６年度の結果及び前年度集団との差を示しています。

上のD・E層の割合ですが、数値が下がるほど良い傾向、下のA・Bの割合につきましても、数値が上がるほど良い傾向になります。また、前年度集団と比べ、良い結果となった学年を太枠で示しております。

また、後に出てくる結果データについても同様の記載をしております。

6ページをご覧ください。

これらの結果から、小学校男子では体力下位層、D・E層の割合が低下し、改善傾向が見られます。その一方で、小学校女子においては体力下位層の割合が上昇し、さらには体力上位層、A・B層の割合も全ての学年で低下するなど、体力低下が数値として顕著に現れています。

中学校については男女共に体力下位層の割合が低下し、改善傾向が見られませんが、しかし、体力上位層の割合も半数の学年で低下しており、中間層の割合が増えている状況となっております。

7ページをご覧ください。

③体力合計点の推移についてです。こちらについても前年度集団の数値と比較した結果となります。体力合計点の結果から、小学校男子は改善傾向が見られます。逆に女子では、小学校3年生、5年生、6年生になりますが、3つの学年において体力合計点で過去最低値を示すなど、大きな課題が見られます。

中学校では、男女共に第2学年において大幅な改善傾向が見られます。しかし、3年女子についてはこちらも過去最低値を示す結果となりました。

小中学校共通して言えることは、女子の体力に大きな課題がある結果となりました。全体を通して男子につきましても小中学校共に学年において多少の差はあるものの、コロナ禍以前の水準に戻っています。

8ページ、9ページは種目ごとの結果となります。ここでは全国の体力調査の対象学年であります小学校5年生男女、中学校2年生男女を令和6年度の全国平均値と共にお示しをしています。8ページが小学校5年生男女、9ページが中学校2年生男女の結果となっております。

小学校の男子では、全国結果と比較し、大幅な改善傾向が見られます。逆に、女子では体力合計点を含め多くの種目で全国平均を下回り、特に長座体前屈、反復横跳び、ソフトボール投げの種目に大きな課題があります。

9ページに移りまして、中学校2年生については、男女共に全国平均と比較し、改善傾向が見られます。各種目に着目してみますと、男女共通して握力、女子ではさらに持久系の種目、持久走、20メートルシャトルランになりますが、そちらに課題が残っています。

10ページをご覧ください。

参考としまして、体力等調査結果と市の体育的行事との関連性について示しています。今年度小学校児童陸上記録大会におきまして、入賞者数が最も多か

った小学校の6年生男女の各種目結果に着目し、データを抜粋しております。その結果を見てみますと、当該学校では陸上記録大会に出た代表児童だけが能力が高いわけではなく、調査結果表に表れるように、男女共学校全体として市の平均を大きく上回る結果となっております。

当該学校への聞き取りからは、低学年時から運動遊びに力を入れて取り組んできたこと。昼休みや放課後も校庭を利用する割合が一番多いことなど、運動習慣が定着している様子がうかがえました。学校行事等を通して、日常運動への取り組みを活性化するという点に意識した取り組みを進めている様子が分かりました。

続いて11ページをご覧ください。

(2) 内面(意識)に係る内容です。

①運動やスポーツが「好き」または「やや好き」と回答する生徒の割合について、前年度集団との差及び同一集団経年変化を表しています。結果から、小学校について、特に同一集団での経年変化を見てみますと、男女共にもととの数字自体が高い状況があるものの、低下傾向が見られます。特に6年女子の低下率が顕著であることから、学年が上がるにつれ運動やスポーツに対する関心・意欲が低下している可能性が考えられます。

逆に中学校ですが、男女ともに改善傾向が見られ、主な要因として、部活動の影響や運動・スポーツの楽しさを再認識する機会が増えること等が考えられます。

12ページをご覧ください。

②運動やスポーツが「大切」または「やや大切」と回答する児童生徒の割合についてです。小学校について、先ほど①の結果にもつながりますが、男女共に低下傾向が見られます。ただ、中学生になるにつれ、男女とも改善傾向が見られており、成長と共に運動やスポーツの重要性をより意識するようになっていくことが示唆されています。

13ページをご覧ください。

③体育・保健体育の授業が「楽しい」または「やや楽しい」と回答する児童生徒の割合についてです。こちらの結果からも、先ほどの①②の内容と関連しますが、小学校について、同一集団での経年変化を見てみますと、男女共に全ての学年で低下傾向が見られます。学年が上がるにつれ、学習内容が遊び中心から技能中心に変化し、楽しさが減少している可能性も要因の一つとして考えています。

逆に中学校では、男女間の意識の差が顕著となっております。特に女子におきまして、競技性が増す学習内容に適應できない生徒が一部見受けられると考えられます。

14ページをご覧ください。

こちらも参考としまして、保健体育の授業は楽しいですかの問いに対する回答と、体育・保健体育の授業で友達と助け合ったり教え合ったりして学習することで、できたり分かったりすることがありますかの問いに対する回答の、クロス集計結果に着目したものを記載しております。ここでは中学校3年生男子を例として示しております。太枠で囲う部分に注目してみますと、保健体育の授業について「あまり楽しくない」「楽しくない」と回答している生徒も、授業における友達との助け合いや教え合いについては、半数以上が有効に感じている結果となっております。

15ページをご覧ください。

同様に、授業に対する捉えとICTの活用についてクロス集計した結果になります。先ほどと同様に、こちらの結果についても、授業の楽しさまではつながっていないものの、授業内におけるICT活用を有効に感じている生徒が一定数存在することが明らかとなっております。

16ページをご覧ください。

(3) 運動習慣・生活習慣に係る内容についてです。

①朝食を食べない、または食べない日が多いと回答する児童生徒の割合についてです。結果から、小中学校共通して、年々朝食を摂らない児童生徒の割合が増えていることが分かります。同一集団の経年変化を見てみますと、中1男子で朝食の喫食率は下がっているものの、その他学年が上がるにつれまして、朝食欠食の傾向が進んでいるというふうに推察されます。

17ページをご覧ください。

②1日の睡眠時間が6時間未満と回答する児童生徒の割合についてです。小学校では、特に女子において睡眠時間の短縮傾向が顕著に現れています。逆に中学校ですが、全体的に改善傾向が見られています。近年コロナ禍による生活リズムの乱れが指摘されていますが、社会活動の正常化により、睡眠リズムの改善傾向が現れていることと見ています。

18ページをご覧ください。

③1週間の総運動時間がゼロ分と回答する児童生徒の割合についてです。結果から、小中学校共通しまして、総運動時間の減少傾向が顕著に見られます。原因がスマートフォンの普及、さらには外遊び環境の変化も伴いまして、運動習慣が定着されていない状況が要因として推察されます。

19ページ、20ページをご覧ください。

④平日における1日当たりの総スクリーンタイムの時間別割合についてです。19ページが小学校、20ページが中学校の結果となっております。結果から、小中学校共に1から2時間以下の割合が減少、逆に3から4時間以上の割合が上

昇する傾向が見られております。

21ページに移りまして、結果から、スクリーンタイムの総時間増加による影響が、睡眠時間や運動時間の減少、さらには朝食の欠食につながる大きな要因となっていることが考えられます。また、家庭環境として様々な要因により、子どもが自由にスマートフォンを使用できる頻度が増加している可能性が高いことも推察されます。

22ページをご覧ください。

最後に、調査結果から見られた本市の成果・課題並びに今後の取り組みについて整理し、記載しております。

(1) 体力(各種目・合計点)に係る内容について。

今年度の調査結果より得られた成果及び課題から、今度の取り組みでは、引き続き児童生徒の体力の実態について正確に把握する必要があると考えています。特に課題となる体力向上を目的とした準備運動やドリルゲーム、段階的指導を導入するなど、各学校において計画的かつ発達段階に応じた体系的な取り組みなど、日々の体育・保健体育授業の改善を図ってまいります。

(2) 内面(意識)に係る内容について。

まずは大前提として、日々の体育・保健体育授業等を通して、運動やスポーツが好きになり、日常から運動に親しむ児童生徒を増やすことが必要であると考えています。「できたから楽しい」、「できないから楽しくない」という結果ありきの指導とならないように、チャレンジ要素を多く取り入れるなど、児童生徒の発達や技能の段階に応じた指導を実践、充実させていく中で、子どもたちが挑戦することによって「できた」という実感を伴った成功体験を多く経験することが大切であるとと考えています。また、結果だけではなく、指導者が子どもたちの活動の過程や挑戦する意欲等を的確に見取り、運動意欲を喚起する手法を普及させるなど、教師の指導改善を図ってまいります。

23ページをご覧ください。

(3) 運動習慣・生活習慣に係る内容について。

朝食喫食率、睡眠時間の確保、運動時間の確保など、日々の生活習慣に対して、スクリーンタイムの増加が大きな影響を与えていることが推測されることから、児童生徒、教師と併せ、保護者にもその現状を周知し、各家庭での生活習慣の改善に取り組んでいただくなど、家庭との連携が急務であると考えています。

その上で、今後の取り組みでは、各学校が児童生徒の運動習慣の定着に向けて、日々の活動の中に子どもが夢中になる遊びの要素を多く取り入れた活動を意識的に実践するなど、学校教育活動全体を通じた継続的な取り組みを支援してまいります。

また生活習慣の改善に向けて、学校現場において、栄養教諭とも連携した学校での食育を展開するなど、家庭とも連携した指導体制を構築していきます。さらには、児童生徒が自分の健康について自分事として捉えることができるよう、教科を中心とした指導の充実を図ってまいります。

資料の説明は以上です。引き続き横須賀の子どもたちの健やかな体の育成を目指して、児童生徒が日常から運動に親しみながら、心身共に健康な生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域における運動生活習慣の形成や体力向上の取り組みを推進してまいります。

以上で報告を終わります。

(澤田委員)

ありがとうございました。1ページのところで、分析データを児童生徒一人一人にフィードバックするという記載がございます。各個人に還元するという事は、非常に大事なことだと思いますが、どのような形で還元するのでしょうか。データチャートやそれについてのコメントが入るのでしょうか。教えていただきたいと思います。

(保健体育課長)

児童生徒一人一人にフィードバックする方法としては、今年度から業者委託で結果を集計する個票が個人と各学校にも返される仕組みが整いましたので、その中に自分が行った体力調査の結果がレーダーチャート形式で各個人に結果として、紙をもって返却されるという仕組みでなっております。

(澤田委員)

来年度からでしょうか、今年度からでしょうか。

(保健体育課長)

今年度から既に始めております。

(澤田委員)

経年で個人データが継続的に追えると考えてよろしいですね。

(保健体育課長)

そのとおりです。

(澤田委員)

分かりました。

(新倉教育長)

私からは、30ページの例で教えてほしいのですが、平成27年から令和3年までやってきたというのは、同一の比較基準に基づいてやってきていると思っていて、4年度から調査項目の内容が変わってしまったのかなというふうに思っているんです。

そうしたときに、30ページの一番上の小学校3年生で、令和3年度に60分以内の子どもたちのパーセンテージが41.7%あったんですね。ところが、令和4年度になって0分から60分以内で8.1になってしまっています。データとしての取り方が何か変わったことによって、経年が全く測れなくなってしまっていないか。

(保健体育課長)

おっしゃるように、令和3年と4年の間で少しがくっと今の例でそういうふうな形になっております。上の令和3年度までの総運動時間に関して、0分から上が360分以上という形に、6項目で調査を令和3年度までは行っておりましたけれども。

(新倉教育長)

いや、そういうことを言っているのではありません。比較で、区分が分かれたよといったときに、極端に360分以上やっている子というのは、令和3年度については19.8%しかいないんです。それが、令和4年度になると420分が58%になっている。データがあまりにも飛び過ぎていませんか。

(保健体育課長)

おっしゃるところで、データがあまりにもちょっとかけ離れた数値になっている結果になっておりますが、当時得られた調査の部分を保健体育課の職員、その当時集計結果をやっていたということもあったと思いますので、ちょっとその辺の調査の集計の正確さというところでは、少し何か問題があったのかなというふうには推察されますが、ちょっとその辺は。

(新倉教育長)

それを対外的に発表したら駄目でしょう。誰が見たって、360分しかやっていないという子どもが令和3年度には19%、20%しかいなかったのが、令和4年

度に報告したら、その数字が420分以上で58%あるんだって、そんな経年の変化はあり得ないじゃない。

それ以降の部分のデータも全てそうです。分かんないのが。1日の睡眠時間の経過を見ようと思っても、ちょっと把握がとれなかった。

(保健体育課長)

恐れ入ります。申し訳ないです、その辺の細かいところが今ここでお示しできないので、ちょっともう一度確認をして報告をさせて、回答をさせていただきたいと思います。

(新倉教育長)

目盛りが違っているんじゃないの。少なくとも大きく変動して、30ポイントも変わることもあり得ないもの。

(保健体育課長)

ちょっとその辺も詳細確認をさせていただきます。

(新倉教育長)

あともう1点、こちらのほうの概要結果の報告のほうの19ページなんです。スクリーンタイムというのは何を言っているんですか。

(保健体育課長)

スクリーンタイムは、スマートフォンが普及したことにより、スマートフォンとかパソコンとかそういった情報を子どもたちが画面を通して見ている時間という。

(新倉教育長)

それはそれで分かるんですけど、この元になっているデータが報告書のほうに入っていないんだけど、どこをもってスクリーンタイムというふうに見たらいいのか。私が見落としたのかも分からないけど。

その前にある睡眠時間の経年変化みたいなものが45から48までついていて、それらとの比較の中から出てきて、浪費している時間の使い方かなど。報告書の17ページというのは多分そこから引っ張ってくるんだらうと思うんですけど、このスクリーンタイムって、元のデータがどこを見たら出てくるのかなというのが分からないんですが。それは必ずどこかで確認をしてください。

何が言いたいかというのと、このスクリーンタイムの分析をもう少し細かくや

ってほしいなと思うんです。それは、今後タブレットを家庭に持ち帰らせていきましょうということをやったときに、授業や勉強のために使ったスクリーン時間とそうでないものとを分けていかないと、全てスクリーン時間が増えちゃっているよとって、ゲームをやっているように捉えられちゃうといけないと思っていますから。

だから、調査に関しては7年度以降のときに、このスクリーンタイムで何時間画面を見ていましたということは1つあるけれど、その内訳をちゃんととってもらわなければならないなと思って、そこをぜひ検討してください。

(保健体育課長)

おっしゃるとおり、総スクリーンタイムの内訳というところは、ご指摘のとよりの部分かと思しますので、分けて調査のほうを来年度進めてまいります。

(荒川委員)

調査結果についての7ページに、考察のところ、小中学校共通して女子の体力に大きな課題が見受けられますと書いてあるんですけども、10ページのA小学校の中では、女子もかなり良い結果が出ていますよね。ですから、こういう取り組みをすると、女子もやはり同じように体力が向上したり結果が良くなったりするというふうに感じたんですけども、この調査を通して、やはりそのような傾向にあるということをお感じになってらっしゃるんですか。

学校全体でこういう取り組みをすると、女子も記録が伸びているというような、何かそういう傾向を、感じられているのか、学校ごとの集計を見てのお考えをお聞きしたいと思いました。

(保健体育課長)

10ページでは、総体的に女子、特に小学校の女子に大きな課題が見られるというふうに私たちも捉えています。逆にA小学校の結果から、陸上記録大会の結果を見たところ、高い記録として結果が残っている学校だったので、その学校の状況はどうか、小学校6年生についての聞き取りを行いました。

その結果、低学年からの運動遊びに力を入れ取り組んでいるという内容でした。全体的に各学年を通して、同じような傾向はあるものの、特に6年生については小学校の低学年から特に休み時間に遊ぶ子が多いことなど、特に顕著であったという報告です。

(荒川委員)

となると、やはり学校全体を通しての取り組みが男子・女子共に良い結果と

つながるといふようなことも含めて、ご家庭や学校への投げかけというのにも必要なかなといふふうにも思いましたので、お願いできたらなといふふうに思います。よろしくお願いします。

(澤田委員)

今後の取り組みについてです。今、高齢者のロコモティブシンドロームが課題になっていますが、高齢者だけでなく、子どものロコモについても注目されています。幼保でPT、理学療法士が中心となってロコモ体操等に取り組んでいるところもあります。

学校教育前の段階での運動習慣の必要性の周知や連携していく必要があると思うのです。ぜひ幼保へのアプローチもしていただければと思います。現在何かされているのであれば教えていただきたいと思います。

(保健体育課長)

幼稚園、保育園については、健康部と保健福祉大学の鈴木教授が連携し、何か幼稚園や保育園でも様々な取り組みを行っているというのは聞いています。どういう取り組みを行っているのかについては、具体的には入っていません。健康部と保健福祉大学の連携協定の中で行っている事業があるというのは聞いております。

## 報告事項(2)『横須賀市児童生徒の読書活動調査の結果について』

(中央図書館長)

それでは、『横須賀市児童生徒の読書活動調査の結果について』ご報告いたします。

説明資料をご覧ください。

1、本調査の目的は、子ども読書活動推進計画に掲載した事業の効果・検証と図書館や学校における今後の取り組みの参考とすることです。

2の調査の概要です。本調査は大きく以下の3つの項目に分けられます。

(1) 児童生徒の読書活動の状況の調査は、読書冊数や読書に関する意識などについて、小学校4年生から6年生、中学校、横須賀総合高等学校の各学年・年次から1クラスを抽出し、調査いたしました。

(2) 学校における読書活動推進の取り組みの状況は、その活動内容やボランティアの活用状況、学校図書館の開館状況などについて全小中学校と総合高校を対象に調査いたしました。

また、(3) 家庭における読書活動の状況は、読み聞かせの状況などについて抽出した9校の小学校1年生のうち、任意の1クラスにおける保護者の皆様にご協力いただきました。

3、調査の実施時期は令和6年12月で、児童生徒の読書活動の状況は令和6年11月の1か月間を対象といたしました。調査結果については、別冊の報告書でその主な内容をご説明いたします。

恐れ入ります、資料別冊、横須賀市児童生徒読書活動調査の2ページをご覧ください。

初めに、1、児童生徒の読書活動の状況です。

(1) 1か月間の読書冊数について、2ページから3ページにかけて記載の校種別の表をご覧ください。左端の本の欄を見ますと、小学生は0.7冊、中学生は0.2冊減少しましたが、高校生は2.4冊に増加しています。全国平均との比較では、中学生、高校生では平均を上回り、小学生は引き続き平均を下回る状況です。

4ページをご覧ください。

上段は電子書籍のみの状況です。増減はありますが、全校種ともわずかに増加傾向が見られます。そして下段の表は1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合を示す不読率です。小学生では4ポイント上昇し、全国よりも6.1ポイント上回る状況です。中学生の不読率についてはこの3年間、大きな変化はありませんが、全国の数値が上昇したこともあり、本計画期間で初めて全国平均より低い結果となりました。

5ページをご覧ください。

(2) 電子書籍の利用状況です。利用の割合は校種が上がるにつれて高くなっています。前年度と比べて「よく利用する」と「ときどき利用する」を選択した児童生徒の割合について、中学生、高校生に大きな変化は見られませんが、小学生では増加している状況が見てとれます。また、全校種とも一度でも利用したことがある児童生徒の割合は、全国平均を大きく上回っています。

6ページ下段の(4)をご覧ください。

自分で興味を持って選んだ本の有無については、「ある」と回答した小学生が減少、高校生では増加しています。

7ページの下段をご覧ください。

(6) もっと本を読むための効果的な工夫としては、「学校で定期的に読書をする時間をつくる」と「学校図書館に読みたいと思う本を増やす」で例年同様、約半数を占めています。また1人1台端末を使った電子書籍についても、一定の期待があり、今年度導入した電子図書館の活用促進に向けてより丁寧に学校への働きかけを行っていく必要性を感じています。

8ページをご覧ください。

(7) 読書の好き嫌いでは、「好き」「どちらかといえば好き」の合計は、小学生と高校生で減少傾向が見られます。

9ページの下段をご覧ください。

(9) 授業以外での学校図書館の利用状況に大きな変化はないものの、「利用したことがない」と回答した小学生の割合に若干の増加傾向が見られます。

次の10ページには、(10) 学校図書館を利用しない理由を記載しています。例年どおり、「利用したいがほかの用事を優先」「本に興味がない」「本は買うなどして手元にある」が多くなっています。

12ページをご覧ください。

第4次横須賀市子ども読書活動推進計画の目標値との比較は、表に記載のとおりです。

以上、児童生徒に対する調査結果の分析としては、(15) に記載のとおり、読書冊数は小中学生共わずかに減少しているものの、計画初年度の令和4年度から引き続き目標値を上回っています。

不読率については前計画期間からの推移を見ると、小学校は増加傾向にありますが、中学生では令和4年度より大きく減少した数値を維持できており、今回の調査ではわずかではありますが、全国平均より良い結果となりました。

また、自分で興味を持って本を読んだ子どもの割合や本を読むことが好きな子どもの割合は減少傾向にあり、目標値の到達には難しい状況が見受けられます。しかしながら、全ての校種において、7割以上の児童生徒が本を読むことが好き、あるいはどちらかといえば好きと肯定的な回答をしているということは、今後の読書活動推進に向けた大切なポイントだと思えます。

子どもたち自身が思う読書活動を推進する工夫としては、学校での読書時間の確保や蔵書の充実、1人1台端末を活用した電子書籍が読める環境整備などが上げられており、今年度導入した電子図書館の授業等での活用促進をはじめ、学校と図書館との一層の連携を図っていくことが重要と考えております。

次に、13ページをご覧ください。

2、学校における取り組みの状況についてです。

調査結果は、10ページから17ページに記載のとおりです。

15ページが一番下、(12) 横須賀電子図書館の利用状況をご覧ください。

昨年10月から市立小中学校の児童生徒と教員にIDを発行し、1人1台端末を使って横須賀電子図書館が利用できる環境を整えたところです。現時点でのその利用状況ですが、小学校では半数の23校、中学校では23校中4校に行なっています。

16ページの(14) では、利用しなかった理由を質問しています。紙の本を利用

するので、電子図書館は利用しないといった回答もありましたが、その他の内容などを見ますと、10月の学校連携スタートから今回調査、12月まで間に合わなかったため、本格実施までに至らなかったことが、大きな要因の一つと推測できます。

17ページをご覧ください。

(15)の横須賀電子図書館に希望することですが、使い方の方法や児童書の充実を求める声が多いです。この点は次年度以降の取り組みに反映してまいりたいと思います。

学校への調査結果の分析については、(17)をご覧ください。

中学校では学校司書の全校配置が令和4年度から始まり、学校図書館の利用指導を全学年で実施する学校が増加しました。授業以外での読書活動も前年度との比較では微減という状況ではありますが、継続的に取り組める環境はできつつあります。

電子書籍については、既に電子図書館の利活用を始めた意欲的な学校がある一方で、まだこれからといった様子見の学校もあるようです。しかしながら、(15)の電子図書館に対する希望について、ほぼ全ての学校からご要望をいただいていることから、授業で活用していきたいとのニーズは高いものと感じています。

18ページをご覧ください。

3、家庭における読書活動の状況です。

中段(2)の読書習慣をつけるための活動では、前回に引き続き「手に取りやすそうな本を家に置いている」「一緒に書店に行き、本を買い与える」との回答が多いのですが、「図書館、図書室に一緒に行く」が大幅に上昇、また「子どもが本を読んだら褒める」といった、子どもに本を読むことの価値を意識させる働きかけについての回答も増えているという特徴が見られます。

20ページ以降にはそれぞれの調査票を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、『横須賀市児童生徒読書活動調査の結果について』報告を終わります。

(荒川委員)

18ページの家庭における読書活動の状況というのをすごく興味深く読ませていただいたんですけども、この抽出校9校というのは前回と同じなのか。あるいはまた、どのような観点でこの抽出校9校が決まったのかというようなあたりを教えていただければと思います。

(中央図書館長)

抽出の9校なんですけど、前回とは異なる学校になります。選択の仕方として

は、地域ごとのブロック、8ブロックに分かれたものの中から1校ずつ選んでいる、ただ人口の多いところについては、1つのブロックから2校を抽出して合計9校という形になっております。

(荒川委員)

分かりました、ありがとうございます。

(澤田委員)

報告書の16ページ、(6)と(7)についてです。学校特別貸出しの利用ですが、どのような本をどの範囲で貸出しができているのかと、それに関わって(7)のところ、手続きが繁雑または分からないということが挙がっていますが、それほど繁雑な手続きなのでしょうか。その手続きの方法について教えてください。

(中央図書館長)

まず、本の貸出しの内容についてなんですけれども、学校特別貸出しは一度に1校当たり50冊を1か月借りられる制度になっています。学校貸出し用のカードを作成していただいて、図書館に来ていただいて、必要な本を選んでいただく形になっております。

範囲といたしましては、文学から自然科学など全て一通りそろっている貸出し本の中から選んでいただいているのですが、どれが多く貸し出されているのかというところは、申し訳ございません、現在分からない状況です。

手続き自体は煩雑ではないのですが、カードを作るであるとか、そのあたりがもしかしたら面倒だなと思われてしまったところがあるのかと思います。このあたりは、電子図書館のことも含めて丁寧に改めて説明を各学校にしていきたいと考えております。

### 報告事項(3)『行事等の結果について』

(教育指導課長)

第36回読書感想画中央コンクール及び第35回読書感想画展について報告をいたします。

資料をご覧ください。

初めに、第36回読書感想画中央コンクールについてです。

1の概要について、このコンクールは読書によって得た感動を絵画表現する

ことを通して、児童生徒の読書力、表現力を養うとともに、読書活動の振興を図ることを目的とし、公益社団法人全国学校図書館協議会等が主催しているものです。

各都道府県の審査で上位に入賞した作品が、中央審査委員会の審査に進むことができます。横須賀市の地区審査会は2に記載のとおり、昨年12月に学校図書館研究会の協力を得て行いました。小中学校合わせて350点の作品から31点を入選作品とし、県審査会へ出品しました。

県の審査の結果については3に記載のとおり、出品した31点中17点が入賞し、さらにこのうち上位入賞した作品は9点でした。

2ページに、上位である最優秀賞、優秀賞、優良賞の入賞作品一覧を掲載しておりますので、詳細についてはご覧ください。

なお、さらにこの7点が神奈川県代表として中央審査委員会の審査に進みましたが、残念ながら入賞までは至りませんでした。

3ページにその7作品を紹介しています。

また、県審査会で入賞した17点の作品については、読書感想文画集に掲載し、各学校に配布する予定です。

次に、第35回読書感想画展についてです。

4ページをご覧ください。

この行事は、市内小中学校の読書指導の一環として、読書を通して感動したことを絵画で表現することにより、児童生徒の読書力を養い、読書活動の推進を図ることを目的として、毎年開催しています。

今年度は令和7年1月10日から14日までの期間、文化会館の第1ギャラリーにて開催をいたしました。

今年度読書感想画に取り組んだ学校は、小学校で45校、総作品数は1万3,979点、中学校は8校、総作品数は23点でした。

読書感想画展では、これらの作品の中から校内審査によって選ばれた作品と、先ほど説明しましたコンクール出品作品、合わせて575点を展示しました。

開催期間中には2,334人の方にご来場いただきました。児童生徒本人や保護者の方だけでなく、ご親族の方なども多く来場され、子どもたちとともに本について語り合う姿が見られました。今後も児童生徒が本に親しみを持てるよう、これらの取り組みを充実させてまいります。

報告は以上です。

(澤田委員)

ご存じでしたら教えてください。1ページのところに実施地域がございます。この山口県と九州地区で8県を除くとありますが、何か独自の取り組みをされ

ているのでしょうか。

(教育指導課長)

まず、都道府県の協議会というものがうまく組織として機能しているかどうかというところが影響しているということと、それから読書感想画よりも感想文のほうに力を入れて取り組む学校が多いということ、その辺の事情があるというふうなことは聞いてはおります。

(新倉教育長)

読書感想画展と中央コンクールとは、同じような土俵から一本で上がるのではなく、全然別の話なんですか。

(教育指導課長)

読書感想画展に出品するというのと、コンクールへの出品は別な取り組みです。ただ、先ほど申しあげたとおり、コンクールに出品されたものは同様にこの展示会で展示をしているということになります。

(新倉教育長)

何か違いがあるのですか。子どもにすると2つ別々に描くんですか。

(教育指導課長)

児童生徒がそれぞれ別個に作品を描くということではないようなんですけども、コンクール出品というふうなことを意識して取り組んでいる学校と、そうではなくあくまでも教育委員会が主催している展示会へのとしてやるということがあるというふうなことで理解をしております。

(新倉教育長)

中央コンクールにだけ出そうという学校と、それから教育委員会が主催しているところに出す学校とが、同じ学校で2つ出すということではなく、別々に区分されているということですか。

(教育指導課長)

1つの学校がどちらかしかやらないということではなくて、展示会にも出品するし、さらにコンクールにもというふうなことで行っておると。

(新倉教育長)

そうすると、それは先生の情熱の違いということになるんですか。

(教育指導課長)

ある意味コンクールに出品するということは、他者と比較をされて順位づけがされるということなので、そういったことまで子どもに理解させて取り組むという指導方法と、そうではなくあくまで展示をして多くの方に見てもらおうというところを目的として指導を行う、その違いだと思います。

(新倉教育長)

基本的にこれは夏休みの宿題ということによいのですか。いつ子どもたちはどこで描いているのですか。

(教育指導課長)

かなり作品作りについては教員の指導が入らないと難しいお子さんもいらっしゃるので、完全に夏休みの宿題というふうなことではなく、主に授業の中で取り組んでいるというふうな面が多いということで承知しています。

(新倉教育長)

コンクールの場合には、昔から読書感想があって、当然学年ごとに指定された図書があって、それを読みこなした上で自分の創造的な絵画として表現しましょうという形で、指定図書のほうはある意味例えば夏休みとかの宿題だったかなという印象があるんだけど、自由図書になったら何でもいいわけじゃないですか。この自由図書の部分とそれから市がやっている読書感想画展というのは、読書感想画展のほうは自由でやってたんですか、指定図書でやってたんですか。

だとすると、その重複しているところがうまくかみ合うんだったら、もっと幅広く、ここでいえば地区審査会の350点しかないということ、総作品数が1万数千点もあるのとは、比較を調べるのは大変かもしれないけれど。学校ごとにレベル的に分けるのか、学校がコンクールとか縦割りで分けてしまうというのはよくないんじゃないかなというふうに思うので、その違いって何があるのかなと思って。

(教育研究所長)

何年か前からの経過で考えるんですけど、今もそうだと思うんですけども、学校が読書感想画に取り組むときに、子どもたちは自由図書に取り組むか課題図書に取り組むかという2つがあります。なぜ2つあるかという、全国の図

書館協議会が実施している読書感想画コンクール展に自由図書と課題図書の部門があるからです。

子どもたちは市の読書感想画展に応募するんですが、それが市教育委員会と図書館研究会で一緒になって、その作品の中からコンクールに応募するというふうなシステムになっています。

ですから、その中で市で入選をするものについては横須賀市教育委員会の中でのものです。そして、県に応募するとそれが全国のコンクールにつながっていくというシステムになっているのが、今もそうだと思います。

(新倉教育長)

重層関係でいいんですよという。

(教育研究所長)

はい、そのとおりです。

(新倉教育長)

そうすると、普通は市がやっているほうが先にあるのに、中央コンクールが36回で、市のほうが35回ということは後からついたんだよねという話になっちゃうかなと思っただけです。だから回数が全然違うから全然別ものなんですかといったら、そうではないですよというところがあるとすれば、少なくとも子どもたちは読書感想画展の様々な描き、その中で中央コンクールに出展させるものというのがあるとすれば、そこは選別をした中で、上位の団体のほうに出しているという流れでいいんですかということの確認だったんです。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第5 議案第10号については、人事案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和7年3月6日（木） 午後5時01分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡